

表 欧州委員会が2025年12月16日に発表した自動車産業支援政策パッケージの主な内容

法案等	項目	主な内容
<u>(1) 新車の乗用車・小型商用車（バン）の二酸化炭素（CO₂）排出基準に係る規則および自動車表示指令の改正案</u>	2030年目標の緩和	バンについて、新車からのCO ₂ の排出量を2030年までに50%削減（2021年比）としていたが、40%削減に引き下げ。乗用車（55%削減）は変更なし
	2035年目標の緩和	CO ₂ 排出量を乗用車・バンともに2035年までに100%削減（2021年比）としていたが、90%削減に引き下げ 上記の残り10%は、（1）車両生産にEU域内産の低炭素鉄鋼の使用、または（2）合成燃料（e-fuel）やバイオ燃料を使用し、車両走行時の排出量を削減することで相殺 ただし、削減量全体に占める割合は（1）は7%まで、（2）は3%までとする
	小型EVの域内生産の後押し	これまで2035年以降は全ての新車をゼロエミッション車とする方針だったが、プラグインハイブリッド車（PHEV）、レンジエクステンダー（注1）、マイルドハイブリッド（注2）などの販売を容認
	基準順守条件の緩和	新たに導入する型式に基づく小型EVに対し、域内産に対し優遇的な排出クレジット（「スーパークレジット」）を付与
	表示の見直し	2030～2032年について、3年間の平均値で順守状況をみるなど、基準順守に向け柔軟な仕組みを導入 ショールーム、ウェブサイトで車両のCO ₂ 排出量や燃費に関する表示を義務付け、表示方法も、消費者が分かりやすいようにEUのエネルギー効率ラベルに基づき、EUレベルで統一 EVの電力消費や航続距離のラベル表示を義務化 バン、乗用車の新車およびバンの中古車も新車同様にラベル表示を義務付け、消費者へのオンラインでの製品情報提供を可能とする
<u>(2) 社用車のグリーン化に係る規則案</u>	2030年および2035年のゼロ・低排出車の新車登録におけるシェア、およびゼロエミッション車のシェアの目標値を国別に設定〔※目標値は規則案の付表（Annex）で確認可能〕	公的支援の対象は「EU域内産車」を前提とする
<u>(3) 政策文書「バッテリー産業の振興戦略」</u>	(1) 財政支援を強化し、域内生産を拡大	EUのネットゼロ技術関連事業への支援策「イノベーション基金」から約15億ユーロを拠出し、「バッテリー拡大ファシリティ」を設立し、バッテリー・セル生産者に無利子で融資。2026年内に対象事業者を選定
		2028年から開始する次期中期予算計画（MFF）において設立予定の「欧州競争力基金」から支援
	(2) 原材料の供給網の強化	イノベーション基金から最大3億ユーロを拠出し、バッテリー産業の重要原材料関連事業を助成
		第2回の重要原材料法に基づく戦略的事業の認定に向けた公募を実施（2026年1月15日締切）
		共同購入用の買い手と売り手のマッチメイキング制度「EUエネルギー・原材料プラットフォーム」における、原材料メカニズムの第1回公募を2026年3月に開始
	(3) 外国からの投資における付加価値向上と供給網の強靭（きょうじん）化に向けた国際連携の強化	バッテリー・バリューチェーンなどに係る外国からの直接投資に関し、出資比率や技術移転、サプライチェーンの統合などについて要件を設定
		日欧産業界の覚書調印（2025年9月）のように、供給網の構築・リスク低減・多角化について、国際連携を推進
		単一市場における公正な競争を担保するため、必要であれば外国補助金規則に基づく調査などを積極的に実施
	(4) 域内産バッテリーの需要喚起	産業促進法案（2026年1月発表予定）において、バッテリーと部品の域内調達に係る要件を提案
		ネットゼロ産業法に基づき、加盟国は2026年1月からEU関連補助金制度に強靭（きょうじん）化要件を導入することを義務化
		バッテリー規則により、バッテリー一分野の単一市場を強化し、製品の透明性やカーボンフットプリントを含む表示すべき情報を増加させ、バリューチェーン全体の持続性を高める
	(5) 研究開発・人材育成の促進	研究開発支援枠組み「ホライズン・ヨーロッパ」などを財源に、先進的なバッテリー・セル技術など、研究開発事業への助成を強化
	(6) 域内全体への戦略の効果の波及	EUレベルの政策と加盟国の政策を整合させるために導入する「競争力政策調整ツール」をバッテリー一分野でも活用し、越境事業やEU全体での事業を調整し、EU全域での経済効果を高める
		人材育成などに係る情報の交換や、民間事業者とも協力し域内での投資を調整、加盟国による域内製品の需要喚起策の調整や強化を目的とした試験的事業を立ち上げ
<u>(4) 事業者の規制順守に伴う負担軽減のための規制簡素化（オムニバス）法案</u>	車両総重量3.5～4.25トン以上で、国内輸送のみで利用される電動バンについて、運転時間や走行距離などを記録するデジタルタコグラフや、速度制限装置の搭載を免除	
	排ガス規制EURO7で定める低温環境下で車両の性能や排出ガスを評価するための試験を廃止	
	全長4.2メートル以下の新たな小型車の規格を導入	
<u>(5) 新車の大型車のCO₂排出基準に係る規則の改正案</u>	2030年の新車の大型車からのCO ₂ 排出基準順守に向け、同年以前は毎年、基準値を下回ると排出クレジットを得られるように規則を改正する	

(注1) EVの航続距離延長を目的に搭載される小型発電機からなるシステム。

(注2) 一般的なハイブリッドシステムより小型で出力の低いモーターを備えたハイブリッド車。

(出所) 欧州委員会発表を基にジェトロ作成